



定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和3年3月26日

香美市監査委員 岡本 明 弘
香美市監査委員 岩崎 昭 雄
香美市監査委員 小松 紀 夫



記

1 措置を講じた部署

福祉事務所・健康介護支援課

2 講じた措置の内容

- (1) 監査結果提出日 令和3年2月25日
(2) 措置通知年月日 令和3年3月18日
(3) 指摘事項及び措置等の内容

- ① 施行伺及び見積記録等がないものや必要な決裁権者の決裁や合議がない回議書が散見された。事務決裁規程や総務課及び管財課の示す手順に従い、適正な事務処理に努められたい。（福祉事務所、健康介護支援課）

回答

- ・ 今後は、事務決裁規程や総務課及び管財課の示す手順を確認しつつ、適正な事務処理を行うよう努めます。（福祉事務所）
- ・ 事務決裁規程、契約規則等を遵守し総務課及び管財課の示す手順に従い、適正な事務処理に努めます。（健康介護支援課）

- ② 委託者から提出のあった委託（業務の一部）の承諾願い及び履行場所の承諾願いに対して、契約書又は機密保持契約書で定めた承認を行わず業務が行われていた。（健康介護支援課）

回答

契約書、機密保持契約書で定められた承認は必ず行うなど、適正な事務処理に努めます。

- ③ 見積書提出依頼の条件に反した随意契約がなされていた。（健康介護支援課）

回答

見積書提出依頼の条件を十分確認し、適正な契約に努めます。

以上